問 私は警察官を二十五年勤めあげ、巡査部長で退官しました。今年七十二才になりますが子供達はそれぞれ独立して家庭をもち、あるいは嫁に行ったりしておりますので、今は六十八才になる家内と二人で、若干の恩給と、近所の子供相手の貸本屋を開いてほそぼそと暮しております。

新聞などによりますと、今年から七十才以上の老人には一万二千の円年金が支給されるそうですが、私の場合も頂けるのでしょうか。

答 結論をさきに申し上げますと、あなたの場合は支給されません。国民年金は、これまで恩給とか厚生年金、各種の共済組合の年金制度等から洩れていた人達、例えば、農業や商業を自分でやっている人、あるいはそういうところに傭われている人達にも年金制度をひろげて、全国民が年金を受けられるようにしようというわけです。

その仕組を簡単に申しますと、毎月一〇〇円とか一五〇円の掛金をして、その掛金に応じて年金を支給しようといういわゆる「拠出制年金」が基本です。だが、現在既に年をとって働けない人、不具、廃疾の状態にある人、又主人に死なれ、子供をかゝえて暮しに困っている母子世帯などには、何とか国がいますぐにでも救いの手を伸ばしてやる必要がありますし、更にまた掛金をかける力が乏しい不幸な人達も同様ですから、そういう人達にも年金が出せるように「掛金なし」の年金制が併せて行われるわけです。

掛金をかけるほうは三十六年の四月から始められますが、「掛金なし」のほうは今年の十一月から支給されます。この年金は特に『福祉年金』といゝまして「老令福祉年金」「障害福祉年金」「母子福祉年金」の三種類になっています

福祉年金は掛金なしですから、その財源は全額を一般の税金で賄われることになりますだから、ある程度恵まれた事情にある人に対しては、その支給を制限することも国家財政の面からいって、やむを得ないことで、その為にいろいろと支給上の制限が設けられているのです。例えばはじめに申し上げましたような、恩給や年金を貰っている人は既に国家や公けの制度によって守られているわけであり、又、国民年金制度の狙いも、この様に国民の一部にのみ年金が支給され大多数の人達には支給されなかったという制度上の欠陥を直して、社会保障の一歩前進をはかろうということですから、あなたの様に既に警察官の恩給を受けておられる方は福祉年金の方は遠慮して頂くということになります。

又、あなたの奥さんも七十才になると福祉年金を受ける基本権はできるわけですが、あなたの恩給がある間はやはり年金の支給は停止されます。

ついでに申し上げますと、御本人の年間所得が十三万円をこえる場合とか、御本人に所得はなくてもその子供さんや兄弟に養われておって、その人が二万三千六百円以上の所得税を納めている時なども年金の支給は停止されます。

県政質問箱

県政に関係のあることでご質問がありましたらどしどしお聞き下さい。
用紙はハガキ締切は毎月15日、あて先は熊本市行幸町19熊本県広報課広報くまもと編集部です。

問 私の長男は今年十八才になります。五才の時小児麻痺にかゝりまして長い間医者にも通い、温泉、マッサージ等いろいろと手段をつくしましたが遂に足腰が立たなくなってしまいました。幸い手先が器用でラジオの組立などに興味をもっておりますので、ゆくゆくはその方面で身を立てさせたいと思っておりますが、この子の場合障害福祉年金が貰えましょうか。

答 障害福祉年金を貰える人は第一に今年の十一月一日現在で二十才をこえる人で、現に一級廃疾の状態にある人、…一級廃疾と申しますと、例えば全く目が見えないとか耳が聞えない人、両手とか両足をなくしている人、或は自由にならない人などですが、一級廃疾にあたるかどうかは専門の医者が調べて決めることになりましょう。

第二には現在治療中の人とか掛金制の年金が始まる三十六年の四月一日までの間に、一級廃疾の状態になった人。

第三には掛金制の年金が始まっても五十才をこえる人は「任意適要」と云って本人が希望しなければ必ずしもこれに加入しなくともよいことになっておりますが、そういう人て将来事故にあって一級廃疾になった人等てす。最後に二十才未満の人で、現在既に一級廃疾になっている人は、二十才になった時に障害福祉年金が支給されることになります。

あなたのお子さんはこの最後の場合にあてはまるわけで、あと二年たゝなければ年金は貰えないことになります。あなたの御家庭の様子がよく分りませんが、そのときの所得状態で年金の支給が停止されることがあるのは、まえに別の方のおたずねにお答えした通りです。

又、これはお宅の場合には関係のない事てすが、工場に勤めている様な人が障害を受けますと労災保険などの障害補償を貰えますがこの場合は年金の方は六年間支給を停止することになっています。

統計図表コンクール作品募集について

おしらせ

統計思想の普及と統計の表現技術の向上をはかるため統計コンクール作品を募集しています。

一、主催者 熊本県
熊本県教育委員会
熊本県統計協会

二、応募資格及び課題

区分	資格	課題
第一部 小学校の児童	あなたがたの家庭生活または学校生活を示す統計図表	
第二部 中学校の生徒	あなたがたの住んでいる都道府県または市町村の長所または短所を示す統計図表	
第三部 高等学校の生徒	あなたがたの住んでいる都道府県または市町村の長所または短所を示す統計図表	
第四部 一般	日本の経済状態の変化を示す統計図表	

★なお、必ずその取材の資料の出所を添付すること。

四、材料の規格
第一部用紙規格は七二、八センチ×五一、五センチ（B判2判仕上寸法）
第二部、第三部、第四部用紙規格は一〇三センチ×七二、八センチ（B判1仕上寸法）
但し、各部とも紙質、色彩その他の材料については自由。

五、送付先 熊本県統計協会（熊本市御幸町熊本県統計課内）

六、締切 昭和三十四年八月十五日（土曜日）

七、応募上の注意
(1)応募作品の裏面には住所（ふりがな）氏名（ふりがな）性別、職業【児童、生徒の場合は、学校名（ふりがな）学年及び年令】を明記のこと
(2)応募作品は原則として返却しない。

八、入選発表 入選者の発表は十月下旬新聞等により行うほか、直接本人または所属学校長あて通知する。

九、統計図表展示会
入選作品は、第十二回熊本県統計大会（十月下旬）会場に展示する

十、第六回統計図表全国コンクール参加
県図表コンクール応募作品中優秀作品（各部五点以内）は第六回統計図表全国コンクールに出品する
（統計課）

☆……☆

西日本文化の発展のために
懸賞論文募集

課題
① **『西日本の経済建設について』**
どのような経済を、いかにして建設すべきか。産業、交通、貿易、綜合開発などさまざまな点について。
② **『国際交流と西日本文化の将来』**
西日本文化への期待や希望、その性格と内容、国際交流の見地をとり入れて教育、科学、芸術、文化団体および施設、環境、マスコミ、都市計画などの諸点からみての対策。

募集要項
(一)二つの課題のうち、どちらか一つを選ぶこと。
(二)四百字詰原稿用紙三十枚以内（未発表のものに限る。）なお、別に原稿用紙二枚の論文要旨を添えること。
(三)**応募範囲** 西日本区地（九州各県および山口、広島、島根の各県）在住の学生、および社会人。論文には氏名、住所、年令、職業、学校名などを明記のこと。
(四)**締切日** 昭和三十四年九月十五日
(五)**発表日** 昭和三十四年十一月上旬 朝日新聞紙上
(六)**宛先** Ⓐ福岡市上西町丸善支店内福岡ユネスコ協会
Ⓑ小倉市砂津部本社企画部内 朝日新聞西部本社
いずれにても可
(七)権利論文は返還いたしません。優秀な論文は主催者に帰属します。版権は朝日新聞紙上に掲載の予定。

主催 福岡ユネスコ協会
後援 朝日新聞西部本社

PRの広場
ケンケンガクガク

スピード時代だとはいつても粗雑でよいということはない。拙速が尊ばれることはあつても、それはモノによる。特に官公庁のPRでは、何をおいても正確さだけは堅持したい。自分が関係したことを報道記事で見ると、よく間違つた個処を発見するが、無関係の記事はそのまゝ信用する。こわいことである。

PRはニュースではない。出所のはつきりした正しいことを書きたい。

*

このごろの印刷物にはしばしば誤記誤用の文字を発見する。専門書や訪問記などはザラ、「ケン〳〵ガク〴〵」などもいまだに後を絶たない。最近流行作家のK氏が「他人事とは思えない」とあるべきところに「他山の石とは思えない」と書いていた。手がこんでいるから印刷工の誤植ではあるまい。正に他山の石と考ゆべきことだ。

読めさえすれば、意味さえ通ずれば、といつた気持からか、二三流の週刊誌ともなれば一頁に五つや十の誤字は珍しくない。

その人だけに止まればよいが、多数の読者を誤ることは恐ろしい。PRでは特に然りだ。

（広報課）